

稚内市中小企業振興助成金（人材育成事業助成金）交付要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、稚内市中小企業振興基本条例（平成29年稚内市条例第11号）第5条第4号に掲げる基本方針に基づき、中小企業者が経営者及び従業員を中小企業大学校等の公的機関が実施する人材育成のための研修を受講させる事業の実施に必要な経費に対して稚内市中小企業振興助成金（人材育成事業助成金）（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。

（2）公的機関 営利を目的としない公共的な活動を営む機関をいう。

（助成対象者）

第3 助成金の交付を受けることができる者は、中小企業者であって、市内に主たる事務所を有し、かつ、市税の滞納がないものとする。

（助成対象事業）

第4 助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、中小企業者が、独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する中小企業大学校等の公的機関が実施する研修に経営者及び従業員（市外で勤務しているこれらの者を除く。）を参加させる事業とする。ただし、次に掲げる場合は、助成対象事業としない。

（1）国、道、市等の他の助成制度の適用を受けている場合

（2）研修が法令により義務付けられている場合

（3）研修を受講したことを証明する修了証等が発行されない場合

（助成対象経費）

第5 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、中小企業者が負担する旅費及び受講料とする。ただし、市内で開催される研修の場合は、受講料とする。

（助成金の交付額）

第6 助成金の交付額は、助成対象経費の2分の1以内の額であって、受講者1人につき3万円を超えず、かつ、15万円を超えない額とする。ただし、助成金の交付額の総額は、当該年度の予算で定める額を超えることができない。

（交付の申請）

第7 助成金の交付を受けようとする者は、助成対象事業開始日の2日前（土

曜、日曜、祝日及び12月30日から翌年1月5日までの日数は、算入しない。)までに助成金の交付の申請をしなければならない。

2 稚内市補助金等交付規則(平成17年稚内市規則第18号)第6条第1項第4号に掲げる市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 受講申込書の写し
- (2) 受講料を明らかにすることができる書類
- (3) 市税を滞納していないことを証明する書類
- (4) 別記様式の勤務地証明書
(実績報告の提出)

第8 稚内市補助金等交付規則第16条第3号に掲げる市長が必要と認める書類は、各経費の支払を証明する書類及び受講した公的機関から発行される修了証等の写しとする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、稚内市補助金等交付規則及び稚内市補助金の交付に関する取扱規程(平成17年稚内市訓令第7号)に定めるところによる。

附 則(平成29年3月29日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定が行われた助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月29日決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式(第7関係) **【別添】**